

第1章

1. 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の延伸と少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。平成19年10月1日現在、高齢化率は21%を超え、5人に1人が65歳以上の高齢者、10人に1人が75歳以上の後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

一方、本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、今後急速に高齢化が進むものと推計されており、今後到来する「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

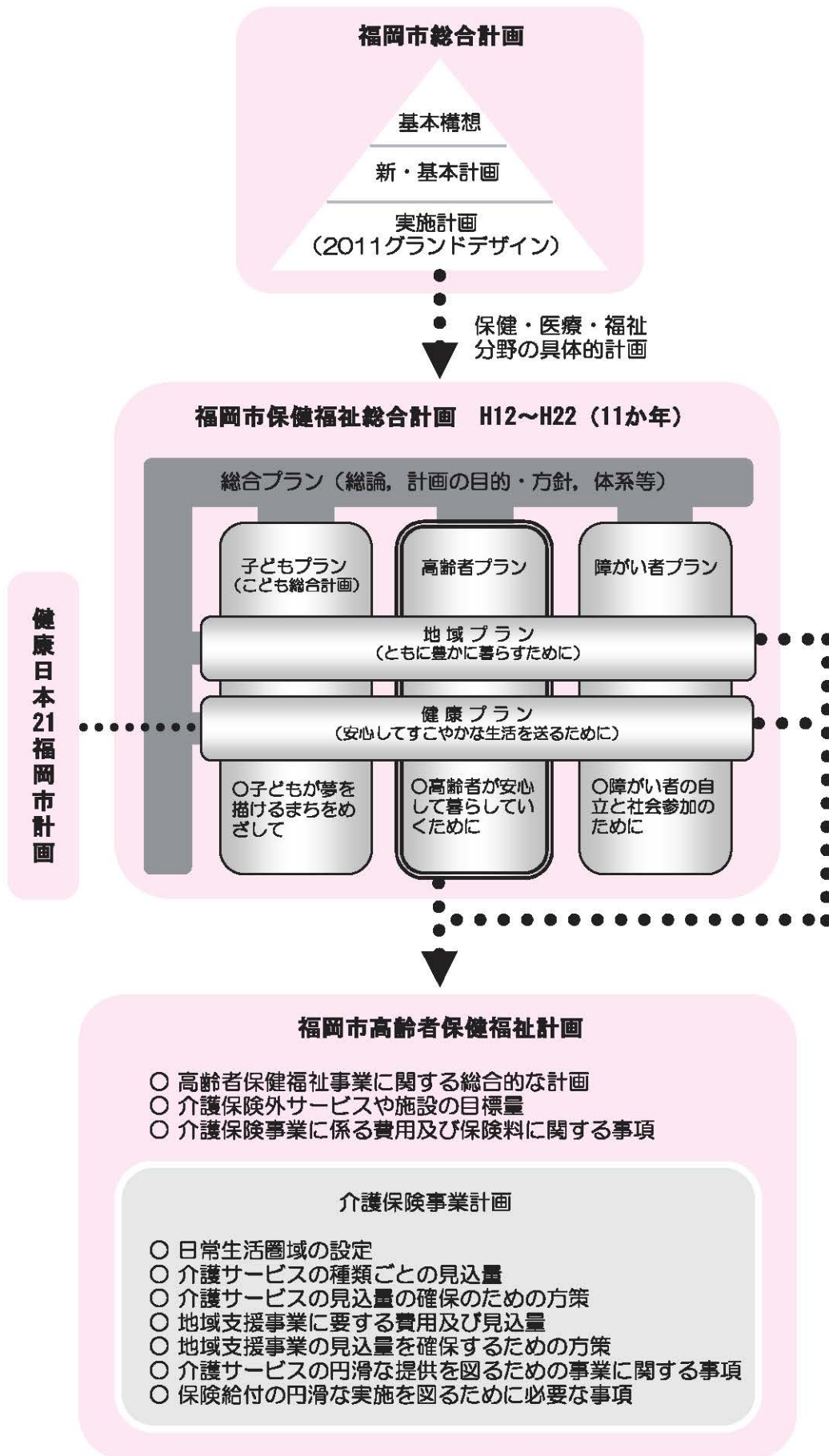
本市では、平成17年3月に「福岡市保健福祉総合計画」の分野別計画として「高齢者プラン」を、平成18年3月に「第3期福岡市介護保険事業計画」をそれぞれ策定し、両計画に基づいて高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この度、平成21年度から23年度までの3年間において、本市の持続可能な高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者に関する各種施策の基本方針及び具体的な事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本市の保健福祉施策は、「新・基本計画」の保健・医療・福祉分野における具体的な計画として、平成12年に策定し、平成17年に改訂した「福岡市保健福祉総合計画」により、「優しさに満ちた健やかで安らぎのある福祉社会」の実現を目指した総合的・一体的な取り組みを進めています。

「福岡市高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法及び介護保険法の規定により策定が義務づけられた老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するもので、「福岡市保健福祉総合計画」の分野別計画のうち、主に「高齢者プラン」の内容が相当し、その他「地域プラン」や「健康プラン」などとも関連した本市における高齢者施策の基本方針を示すものです。



3. 計画期間

高齢者保健福祉計画は、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える平成27年の高齢者介護の姿を念頭に、平成26年における目標を立て、そこに至る中間段階の平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

| H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| 前回計画 | | | 今回計画 | | | 次回計画 | | |
| ← 点検・評価 → | | | ← 点検・評価 → | | | ← 点検・評価 → | | |
| 策定作業 | | | 策定作業 | | | 策定作業 | | |

4. 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉施策に関して幅広い意見を聴くため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする「高齢者保健福祉専門分科会」を設置するとともに、この専門分科会のもとに「高齢者支援事業部会」及び「介護給付費・基盤整備部会」を設置し、事業内容の検証や施策の方向性などについて協議を行いました。

さらに、パブリック・コメントや市民説明会を通じて幅広く市民の意見を聴取し計画に反映しています。

